

古代日本における墨書押印貢進物

中村 太一

はじめに

表題の「墨書押印貢進物」は、各地から律令国家中央に納められた、貢進主体などを墨書して国印を押した絹・緹・布と、同じく包紙に墨書・押印した糸・綿を指した筆者の造語である。現在でも、墨書・押印された緹・布が正倉院と法隆寺に、また綿の包紙に関係すると考えられる紙箋が正倉院に伝えられている。この筆者が定義する「墨書押印貢進物」は、従来「調庸物墨書銘」等と称されてきた資料群にはば等しい。これを「墨書押印貢進物」と言い換えるのは、墨書銘のみを取り出して考察するのではなく、墨書・押印された貢進物という視点で検討を加える必要があるからである。近年、木簡など出土文字資料の検討が進む中で、その文章だけを考察対象とするのではなく、墨書された物の形態・法量・材質、さらに墨書の書蹟なども併せて検討する重要性が指摘され、現実に成果をあげている。この視点から用語についても、例えば、「土器墨書」ではなく、「墨書土器」とされる場合が多い。また、筆者のいう「墨書押印貢進物」と、「調庸物墨書銘」とされる資料群は、ごくわずかな違いではあるが完全には重ならない。そこで、本稿では「墨書押印貢進物」と呼称し、実物・墨書・国印を総合的に捉えるという視点から、特にその機能について考察を加える。なお、『唐六典』巻三

戸部郎中員外郎条や『旧唐書』卷四十三職官志に「其調、(中略)、皆書印焉」とあるので、以下、「墨書押印貢進物」を「書印貢進物」と略称することにした。

書印貢進物の存在は既に江戸時代中期から知られていたが、これら貢進物に付された墨書の機能を捉えようとする研究が行われるようになったのは、一九七〇年代以降のことである。それまでは、古代の税制や、家族・地域を分析する史料として、あるいは繊維製品の研究資料として主に用いられてきた。これが一転し、その機能面に注目が集まるようになったのは、都城跡等で木簡の出土が相継ぎ、荷札木簡との比較がなされるようになったことが大きい。

まず一九七六年に東野治之氏が、従来知られていたもの他にも調綿紙箋が現存していることを指摘し、また『旧唐書』や『七代寺巡礼私記』の記事から墨書銘を復原するなど、基礎的なデータの掘り起こしを行った⁽¹⁾。この論考で東野氏は、調綿紙箋の中に省略された書式のものがあり、同一人名義の複数の紙箋が作成されたと見られること、西海道の事例から、綿の場合は戸ないし戸口単位で作成された紙箋と、郡ごとに百屯単位でまとめられた特殊な荷札木簡が併用されていたことなどを指摘して、調綿紙箋の機能が一般的な荷札木簡と共通するものであったことを指摘した⁽²⁾。

以後、書印貢進物は荷札木簡と共に、あるいはその比較対象資料として研究が進められていくことになる。これら貢進物史料(資料)の作成段階や機能に関して、最初に論を展開したのが今泉隆雄氏である⁽³⁾。今泉氏は、荷札木簡・「実物墨書」・「包装材料墨書」は、賦役令調皆随近条を法的根拠とした貢進主体の明示を目的とするもので、その違いは品目による使い分け、すなわち方法の相異であるとした。そのうえで、主に書式と書風を手がかりに、貢進物史料の作成段階や徴税機構の問題を取り上げ、荷札や墨書銘は主として郡段階で作成されたこと、貢進物は国段階と中央政府で勘検を受けたが、中央では国郡名以外の記載はあまり意味を持たなかったことなどを論じた。

この今泉説に対して東野氏は、布類の墨書は国段階で染色された後に書かれていることや、国衙様書風が見られない木

簡が国段階で作成されていないとはいえないといった点を指摘した⁽⁴⁾。そして、①貢進物史料は中央での勘検に用いられ、収税文書を作成する資料となった、②調庸絶布類の墨書銘は国段階で書かれた、③荷札には、国段階で書かれたもの、郡段階で書かれたもの、それ以下で書かれたものの三種類が想定できるなどの結論を導き出した。また、荷札木簡が同一物品に対して複数枚作成され、事務処理の過程で抜き取られていくという重要な指摘もしている。

以上のように、貢進物史料の機能は貢進物の勘検との関係で説かれることが多いが、これと全く異なる見解を示したのが今津勝紀氏である⁽⁵⁾。今津氏は、延喜民部式などによると、中央での検収は「色数」の総量確認のみで貢進者名まではチェックしていない。逆に、調皆随近条では「色数」の記載を規定していない。したがって、荷札木簡や布類の墨書銘については、検収とは別の機能を考える必要があると指摘した。そのうえで今津氏は、調庸帳が天皇の「擬御覧」のために中務省へ送付されることに注目し、これを天皇による貢納の視覚的確認と把握する。そして、令制以前の貢納儀礼は朝廷に貢納物が並べられたこと、「任那之調」では国と所出調を明記していたことなどから、荷札木簡などの記載は天皇に貢進者を示すための「題記物」とする。

この今津説に対しては、天皇に奏上され御覧に擬されるのは調庸帳に限らないことや、令制下で天皇が荷札木簡などを見る儀式を具体的に想定できないといった批判がなされている⁽⁶⁾。しかし、貢進物史料の機能が、中央政府による貢進物の勘検では説明しきれないという指摘は重要であろう。

一方、書印貢進物と荷札木簡を一括して取り扱うことに対して、特に書式の法的根拠の面から批判したのが明石一紀氏である⁽⁷⁾。明石氏は、荷札木簡の書式は、公式令の辞式や過所式に見える「庶人称「本属」という個人の上申文書の様式が本来適用されたのであって、調皆随近条が法的根拠となったわけではないとする。また、調皆随近条に見える書式は、絹・絶・布・糸・綿といった調正物が複数の課丁によって合成されることから、「戸主姓名」という様式が別に定められたもの

であるとした。荷札木簡の書式については、最近では館野和己氏も、調皆随近条が法的根拠になったとは一概にいえないとの見解を示している⁽⁸⁾。

以上のように、書印貢進物と荷札木簡は一括して論じられる傾向が強く、両者の機能についても、固ないし中央での勘検に求められることが多い。しかし、これらの研究の主眼が荷札木簡の側にあつたがために、書印貢進物の機能について必ずしも独自の検討が行われてきたとは言いがたい。また、明石氏の考察も、「戸主姓名」という書式と合成貢進物の関係に力点が置かれた結果、国印を押す理由や、交易布など調以外の貢進物にも調皆随近条が適用された理由などが置き去りになっている感が否めない。

そこで本稿では、最初に述べたように実物・墨書・国印を総合して捉えるという視点から、書印貢進物の機能について再検討を試みたい。第一章では、主に調皆随近条の検討を通じて、書印貢進物と荷札木簡の性格の違いを析出する。また第二章では、調皆随近条に規定されながらも実物が残っていないとされる書印包紙について、正倉院に残る紙箋を手掛かりに復原を試みる。そして、以上の基礎的考察を踏まえながら、第三章で書印貢進物の機能について検討する。ここでは、書印貢進物の機能には、荷札木簡とも共通する業務用資料としての側面と、書印貢進物の独自の機能―貨幣機能があり、このうち後者の機能こそがより本質的なものであつたことを明らかにしてみたい。

一 賦役令調皆随近条の検討―書印貢進物と荷札木簡の相異―

(1) 令規定の有無

まず、本章で主な検討対象とする調皆随近条を掲げる。

〔史料1〕『養老賦役令』調皆随近条

凡調、皆随_レ近合成。絹_一絶布_一両頭、及糸綿囊、具注_二国郡里戸主姓名年月日_一、各以_二国印_一印之。

この調皆随近条の前段では、調正物の生産にあたって、近在の課丁同士が合成することを規定する。それに続いて後段では、(調の)絹・絶・布は実物の両端に、糸・綿の場合はその「囊」に、国郡里・戸主の姓名・年月日を記入し、国印を押すことを定める。

明石氏は、この条文に見られる「調」とは、合成が定められた繊維製品のみを指す、いわば狭義の概念であるとする。また、貢進者個々の姓名ではなく、「戸主姓名」を記入するという書式も、合成物を対象としたためのものであるとした。したがって調あるいは繊維製品でも、合成されない京畿調布・庸布・調雑物・調副物などは、この規定の対象外であるとする。そして、和銅六年二月一九日格(『令集解』賦役令歳役条一説所引)を契機に、庸布の合成や調雑物・庸米の戸内調整が行われるようになったことから、これらにも「戸主姓名」という書式が拡大適用されるようになったと論じた⁽⁹⁾。

しかし筆者は、調皆随近条の後段を、合成物か否かという区別ではなく、調の繊維製品―なかでも絹・絶・布・糸・綿を対象にした規定であると考えたい。したがって、合成されない京畿調布にも当初から適用されたと考ええる。

その第一の理由は、調皆随近条が、全体として調正物の調製方法を規定していると考ええるからである。前段が、合成される調正物について近在で製作することを定めているというのは異論が無いだろう。そして後段では、全ての調正物を対象に国郡里・戸主の姓名・年月日といった最低限の記載内容と、国印の押印を規定し、これら墨書・押印がなされて、初めて調正物の調製が完了することを示したと解釈する。

また第二の理由は、調皆随近条の拡大適用範囲が繊維製品、それも絹・絶・布・糸・綿に限られているからである。明

石氏は、「戸主姓名」の書式が庸米や調雑物にも適用されるようになったとする。なるほど墨書の記載形式については、そのようにいえるかもしれない。しかし、調皆随近条の規定のうち国印を押すことについては、庸米や調雑物の荷札木簡には全く例がない。これを墨書される物の材質に帰することは、後述するように正しくないと思われる。

〔史料2〕正倉院蔵屏風下張布第一一号(『正倉院寶物銘文集成』調庸関係銘文六号)

常陸國交易 天平勝寶五年

〔史料3〕正倉院蔵措布屏風袋第一一号(『正倉院寶物銘文集成』調庸関係銘文五五号)

武藏國加美郡武川郷戸主大伴直牛麻呂戸口大伴直荒當庸布一端
主當国司史生従八位下佐味朝臣比奈麿
郡司少領外従八位上六人直石前
天平勝寶五年

〔史料4〕正倉院蔵緋絶帯心布(『正倉院寶物銘文集成』調庸関係銘文八六号)

伊豆國那賀郡那珂郷戸主生部直直安万呂委文部益人調堅魚代商布壹端
長一丈六尺
闊二尺
〔別筆〕
「知志郷白〇惠我女布」
(下部裁断)

史料2～4に掲げたのは、調皆随近条が拡大適用されたと見られるものの中から選んだ、税目別の代表例である。このように国印をも条件に抽出してみると、調皆随近条が拡大適用されたのは、庸布や交易布、あるいは調雑物の代物として貢進された商布のように、繊維製品に限られていたとみることができる。この点から、墨書・押印することを規定した対象は、繊維製品であることに意味があったと見られる。「戸主姓名」という特殊な墨書形式は、調正物の大半が合成だったがゆえに採用されたと思われるが、墨書・押印すること自体は合成物に限らなかつたと考えるべきである。そして調皆随近条が定められたのは、記載形式だけの問題ではなく、絹・絶・布は実物に、糸・綿の場合は「囊」に貢進主体と年月日を記入した上で国印を押す、という書印形式全体に何らかの意義・目的があったと推測されよう。

以上のように、貢進物のなかでも絹・絶・布・糸・綿は、貢進主体等の記入と国印の押印が賦役令によって義務づけられていたと考えられる。調皆随近条に規定された対象は厳密には調正物ということになるが、実例から見ても、調以外の絹・絶・布・糸・綿にも適用されたと見て大過ない。

これに対して、その他の品目の貢進文に関する独立した規定は、律令に存在しない。荷札木簡の場合は、調皆随近条が記載内容の参考にはされたかもしれない。しかし、国印が押されないことからみて、同条が荷札木簡作成の法的根拠になったとは言いがたい。すなわち、まず律令に特別に規定されるか否かという点で、書印貢進物と荷札木簡との間に相異を認めることができよう。

(2) 国印の有無

書印貢進物と荷札木簡との間にある第二の相異点は、国印の有無である。国印押印は上述のように調皆随近条に基づくものであるが、実例から見ても、押印の対象物か否かは厳密に区別されていたと考えられる。というのは、いわゆる「調庸物墨書銘」の中に、押印されていないものが見出されるからである。

(史料5) 正倉院蔵布袋 (『正倉院寶物銘文集成』調庸関係銘文七八号)

信濃國水内郡中男作物芥子貳斛 天平勝寶二年十月

(史料6) 正倉院蔵布袋 (『正倉院寶物銘文集成』調庸関係銘文七九号)

信濃國少縣郡芥子壹斛 天平十三年十月

(史料7) 正倉院蔵黄綾断片 (『正倉院寶物銘文集成』調庸関係銘文九一号)

近江國調小寶花綾壹匹 花綾文 織蒲生郡東生郷田尻小東人

これらは、調皆随近条に品目が規定されていないものではあるが、正倉院に実例が残されていることから、書印貢進物と同様な資料として扱われてきた。しかし、史料5・6は芥子の包装材として使われたとみられる布袋に、貢進主体・税目・品目・分量・年月日が墨書されたものであり、ここでは二例とも国印が押されていない。これは明らかに、繊維製品ではないがゆえに、したがって調皆随近条の対象物ではないがために、意識的に国印が押されなかつたと見るべきであろう。すなわち、この二例は墨書包装材ではあっても、書印貢進物ではないのである。そして、その機能や法的根拠は、荷札木簡と全く同様のものであったと考えられる。

史料7は、同じ調でも、そして同じ繊維製品でも、綾・錦などは調皆随近条の対象物になっていない可能性を示している。綾等は、絹・絶とは織り方が異なる高級織物で、和銅四(七一一)年に織部司から挑文師が諸国に派遣されたことを

契機に、翌和銅五年から伊勢・尾張等二ヶ国でも生産が開始されたものである〔続日本紀〕和銅四年閏六月丁巳条および和銅五年七月壬午条〕。したがって、大宝令の条文を引き継いだため、養老令の調皆随近条に見えないという見方もできる。しかし、この実例から見れば、拡大適用の対象にもなっていない可能性がある。それではなぜ対象にならなかったのかというと、おそらくは、律令国家が意図した機能あるいは用途が一般的な絹や絁とは異なるからであろう。この点については、第三章において書印貢進物独自の機能を考察した上で、再度触れることにする。ここでは、調皆随近条の適用範囲とならなかった貢進物には、国印が押されないことを確認するにとどめた¹²⁾。

以上のように、調皆随近条の対象にならなかった貢進物には国印が押されなかったと考えられ、この点にも書印貢進物と荷札木簡の性格の違いが認められる。この国印の有無については、荷札木簡では押印が不可能であったことに起因する相異であり、その代わりに勘検者の署名が同様な機能を果たしたとする今泉氏の見解がある¹³⁾。しかし、押印がなされないことを材質の相異に求めることはできない。なぜなら、史料5・6が示すように、国印を押すことができる材質にもかかわらず、押印されていない例があるからである。また糸・綿の場合は、木簡に比べて貴重であったはずの紙を包装材料に利用して、墨書・押印が実行されている。これは、押印が必要だからこそ選択された素材と考えるべきであって、逆に、荷札木簡には国印が必要とされなかったということになる。この点から、国印と勘検者の署名が同一の機能を有していたとすることに對しても同意できない。

(3) 作成段階の相異

書印貢進物と荷札木簡に関する第三の相異点は、作成・記入段階の違いである。荷札木簡には、国・郡あるいはそれ以下という多様な作成・記入段階が認められる。おそらくは、郷長等をも駆使した郡が作成・記入の主体になっているケースが多いと思われるが、明らかに国段階で作成されたものもあり、また最近では、山中章氏が木簡製作技法の分析から郷

単位のグループピングが可能であることを示している¹⁴⁾。

一方、書印貢進物における墨書記入と国印押印は、一律に国段階で行われたと見られる。東野氏が指摘したように、染色等の工程は国段階で行われており、その後¹⁵⁾に記入・押印されると考えられるからである。また、『令集解』賦役令調皆随近条穴説には「年月日、謂¹⁶⁾国勘記¹⁷⁾国印¹⁸⁾之日¹⁹⁾耳。非²⁰⁾元輸日²¹⁾也。」とあり、「年月日」は国印を押す日付が記入された。この国印は、第三章で述べるように、国府段階で押印されたと考えられる。したがって、事前に押印予定日が決まっていない限り、郡段階で墨書を記入することは不可能ということになる。しかも、国印が押されるということは、その文章実際に誰が書いたのかに関係なく、国の文章として機能したことを示している。つまり、書印貢進物の墨書記入・国印押印の主体は、あくまでも国段階にあったとすることができよう。

このことから、書印貢進物の墨書が国段階の勘検に利用するために記入されたのではないということも分かる。先に掲げた調皆随近条穴説には、国段階で貢進物の勘検が行われること、その勘検を行った年月日を記すことなどが示されている。したがって、墨書自体は勘検の後に記されるものであって、勘検を行うための文章ではなかったということになる。すなわち、国段階の勘検に関わる機能とするならば、後に今泉氏が見解を修正したように¹³⁾、墨書と国印は、国が勘検したことを中央政府に表示するという意味に限定して捉える必要がある。ただしこの考え方は、国が交易で調達し押印された交易布（史料2）と、国印が押されない国府工房生産の調綾（史料7）の違いを明確に説明できない。やはり、書印貢進物に付された墨書と国印の意義は、勘検だけでは捉えきれないのではなからうか。

以上、三点にわたって論じたように、書印貢進物と荷札木簡との間には、明らかな性格の相異が認められる。したがって、両者の機能が同一のものであると無前提に断ずることはできないわけで、荷札木簡とは別に書印貢進物の機能を再検討してみる余地は充分にある。

二 書印包紙の復原

(1) 紙箋の内容

第二章では、書印貢進物の考察を行うための基礎的作業の一つとして、書印包紙の復原を試みたい。調皆随近条では、調の糸と綿は「囊」に貢進主体と年月日を記し、国印を押すことを定めている。このうち囊については義解説は、「謂、以_レ紙裹_二両頭_一、為_レ囊也。」と説明する。また、『大漢和辞典』によると「囊」の意味には、「①ふくろ ④大きいふくろ。又、底のあるふくろ。⑤かねいれ。財布。⑥転じて、凡てものを入れ蔵めるもの。智囊。）、②ふくろに入る。つつむ。③はらふ。」などがある。これらの点から、紙を使って、糸や綿をほぼ完全に包み込んだ形態のものが想起されよう。

この包紙の実例は残存していないとされる一方で、記載形式や国印押印が調皆随近条と一致する紙箋(史料8～13)が正倉院に伝えられてきた。東野氏は、「両者の関係が問題」であり、また「紙箋の用法は検討を要する」が、紙箋が「賦役令の規定に則ったものであることは認めてよからう」とする⁽¹⁴⁾。また今泉氏は、「包装材料墨書の例としては調綿包紙」があるとするが⁽¹⁵⁾、実例は紙箋であり、なぜ紙箋が包紙とイコールになるのかについては示していない。そこで、ここでは紙箋を手掛かりに書印包紙の復原を試み、両者の関係を明らかにしてみたい。

史料8～13は、いずれも越中国から貢進された調綿に関する紙箋、ならびにその断簡である。

(史料8) 正倉院蔵紙箋① 『正倉院寶物銘文集成』調庸関係銘文六六号)

越中国射水郡川口郷戸主中臣部照麻呂戸調白牒綿一屯 天平勝寶六年十月廿一日

(史料9) 正倉院蔵紙箋② 『正倉院寶物銘文集成』調庸関係銘文六七号)

越中国射水郡布西郷 千嶋戸調白綿壹牒 天平勝寶六年

(史料10) 正倉院蔵紙箋③ 『正倉院寶物銘文集成』調庸関係銘文六八号)

越中国射水郡寒江郷戸主三宅黒人戸牒

天平勝寶四年十月十八日

(史料11) 正倉院蔵紙箋④ 『正倉院寶物銘文集成』調庸関係銘文六九号)

越中国射水郡三嶋郷戸主射水臣

(史料12) 正倉院蔵紙箋⑤ (『正倉院寶物銘文集成』調庸関係銘文七〇号)

射水郡札 (備田カ)

(史料13) 正倉院蔵紙箋⑥ (『正倉院寶物銘文集成』調庸関係銘文七一号)

戸主建部天生戸輪調白
十月十八日

史料8・9は、ほぼ全文が残存していることから、早くから知られていた。史料10・11は、東野氏が調綿紙箋であると指摘した例である。¹⁶⁾史料10の「牒」は、「たたむ」と訓読みすることから、史料8に「白牒綿」、史料9に「白綿壹牒」とあるのと同じく、畳綿の意味となる。史料11は断簡であるため税目・品目が分からないが、『延喜式』主計上に越中国の調としてあげられていることから見ても、「白畳綿」である可能性が高い。

史料12は、松嶋順正氏が『正倉院寶物銘文集成』(吉川弘文館・一九七八年)で初めて紹介した例である。同書には写真が収録されておらず、また釈文を見ても小さな断簡だと思われるので、確かなことは分からない。ただ、郡名が史料8・11と一致することから、やはり調綿紙箋であると見て大過ないだろう。

史料13は、日向国計帳といわれてきたものを、東野氏が日向国の調綿紙箋であると指摘したものである。しかし、後に松嶋氏が、この紙箋断簡を越中国に分類したので、いずれの国の紙箋であるかが問題になってきた。この点については、印が「越中国印」と判読できることや、朱印も越中国印独特の色合いを呈していることが最近の調査で確認され、越中国の調綿紙箋断簡であると判明している。¹⁷⁾

(2) 紙箋の法量と形態

まず、完形で残存しているものの法量について、写真を基に計測してみた。史料8の寸法は、縦が約二九・六センチメートル、横は上辺が約八・二センチメートル、下辺が約六・九センチメートルである。左辺が斜めに裁断されたらしく、下辺がやや短い台形状の形態となっている。史料9(図1)は、縦約二九・六センチメートル、横約六・一〜六・四センチメートルで、こちらはほぼ長方形になる。最後に史料10(図2)であるが、縦は左辺が約二九・六センチメートル、右辺が約二九・四センチメートルで、微妙なものではあるが、上辺が傾いた形状をなしている。横の寸法は約九・五〜一〇センチメートルである。

注目すべきは、横の寸法がバラバラなのに対して、縦がいずれも二九・六センチメートル前後の数値を示していることである。この数値は、一尺 \parallel 約二九・七センチメートルに限りなく近似するといつてよい。この点から紙箋は、一枚の紙の上辺と下辺を生かしながら、左右両辺を裁断することによって作ったものと推測される。

また、写真をよく見ると、史料9・11で不思議な現象が観察される。まず史料9(図1)では、二つある国印のうち上段の国印の右辺が、明らかに紙からはみ出している。下段のものも、印文が判然としないが、印の寸法からすると少し切れているように思われる。この現象からは、(A)紙の横幅が足りず、国印を押し込んだ際に紙から印がはみ出した、(B)国印が押された後に紙が裁断され、その時に印文の一部も裁断された、という二つの可能性が導き出されよう。

次に史料10(図2)では、墨書された文章の軸が、微妙に右に傾いていることが見て取れる。そして、紙の上辺も、ほぼ文章の軸に直交する。さらに、史料11(図3)は断簡であるが、これも明らかに字軸が傾いている。紙の上辺が、字軸に対応して傾くのも同様である。ただし傾きの方向は、史料10と11では逆になる。

史料10・11の事例は、墨書された後に紙が裁断され、紙箋が作り出されていることを示していると考えられる。なぜな

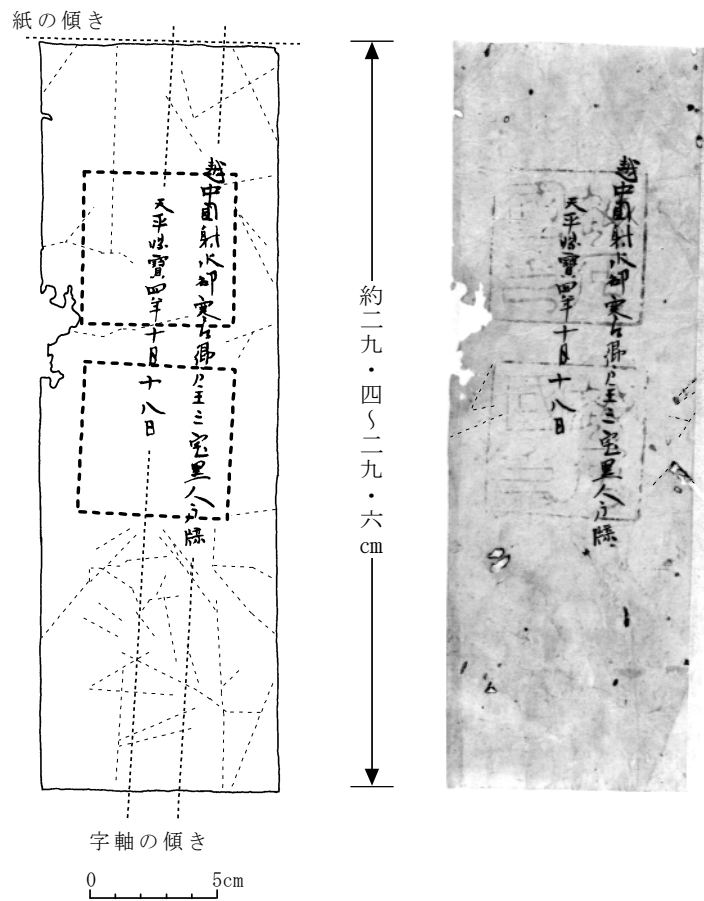


図2 紙箋③ (史料10・『正倉院宝物』)

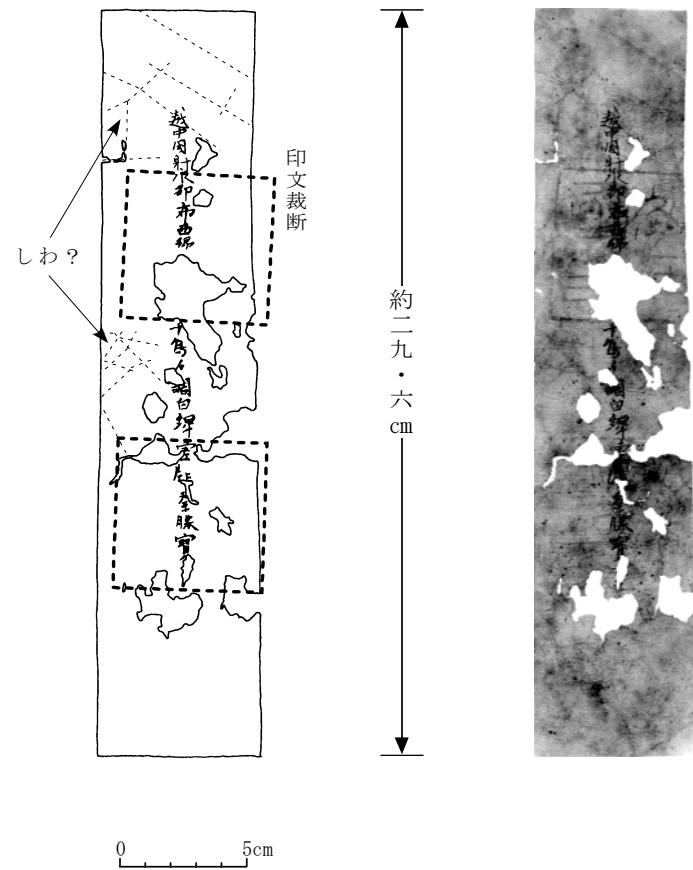


図1 紙箋② (史料9・『正倉院宝物』)

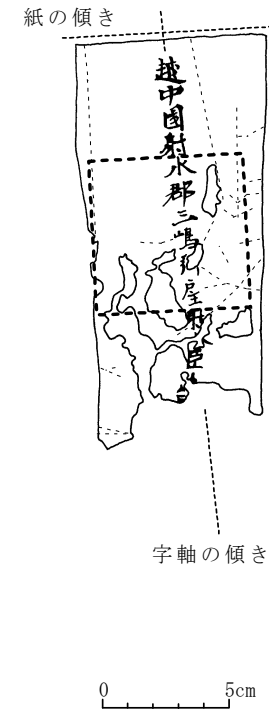
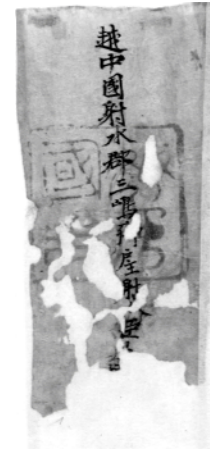


図3 紙箋④ (史料11・『正倉院宝物』)

らば、紙箋が作られた後に墨書されたとなると、①まず紙の上辺に対して斜めになるように左右辺を裁断し、平行四辺形ないし台形の紙箋を作る、②その紙箋の縦軸に対して、斜めになるように墨書する、という二重におかしな工程を意図的に踏んだとせざるを得ないからである。史料10と11では、傾き方が逆になっていることも、これが「偶然」の産物であることを示している。となると、先に見た史料9の現象も、(B)の押印後に裁断されたという蓋然性が頗る高い。

(3) 書印包紙の加工と紙箋の伝来

以上の検討から、現存する調綿紙箋は、墨書・押印された後に、左右が裁断されて作られたという経緯が推測されよう。次に、裁断加工を受けた段階とその意味について考察を進めたい。

裁断加工の意味を考えるに当たって注目されるのは、史料9で印文が裁断されていることである。このことは、裁断加工を受けた時点で、国印の意味が既に失われていることを示している。一方、続々修に納められている史料10・11をマイクロフィルムで観察したところ、これらの裏面に墨書は認められなかった。したがって裁断加工は、裏面を利用した二次文書の作成に伴うものではないことも明らかである。つまり、現存する紙箋の表面そのものが二次文書であり、なおかつその紙箋には、必ずしも国印が必要不可欠な要素ではなかったということになる。

この推察が正しければ、国印は裁断加工を受ける以前の段階で機能したと考えざるを得ない。すなわち、正倉院に現存する紙箋は、紙箋として利用され始める際に二次加工を受けたと考えられるのである。史料9の二次加工に携わった者は、文章が紙箋の中心になるように裁断したので、印文の右辺を切り飛ばすことになったのである。また逆に、史料10・11の加工者は、印文を意識的に残そうとしたらしい。その結果、紙と文章が傾く形になったと思われる。

それでは、二次加工を受ける以前の機能は何だったのであろうか。筆者は、まさしく書印包紙、すなわち調皆随近条が糸や綿の包装材料として規定した「囊」であったと考える。東野氏が指摘するように、国印を含めた書式が調皆随近条の規

定に則っているからである。また、このように考えると、図1〜3に示したように、紙箋の表面をあらゆる方向に複雑かつ無数に走っている、皺らしき痕跡も注目される。写真の観察では断言しきれないが、これらは、綿という不定形な物品を包装・保管したり、都城までの長距離を輸送された結果生じた皺ではなからうか。紙箋として利用される間にも皺が生じる可能性はあるが、一つの可能性としてあげておきたい。

以上の想定を基に、史料10について書印包紙の復原を試みたのが、図4である。まず、紙箋の縦の長さがいずれもほぼ一尺であることから、書印包紙は一枚の紙を利用したと考えられる。したがって、包紙の中で紙箋が占める縦方向の位置は決まってくる。次に左右の位置であるが、紙箋の左右辺が斜めに裁断されていることからみて、紙の両端に位置するとは考えにくい。例えば包紙の右端に墨書・押印されたのであったならば、本来の紙の右辺をそのまま生かした形で紙箋を作ったと思われるからである。現状では、横方向の位置についてはこれ以上のことは分からないが、両端に位置しない以上、中央付近に墨書・押印された可能性が高いだろう。さらに、図4では、紙箋の上辺が水平になるように角度を調整してみた。これによって、字軸の傾きもほぼ許容できる範囲におさまることが見て取れる。

最後に、紙箋としての利用方法と伝来について考えてみたい。

現存する紙箋のうち史料8は、東南院文書に収められており、東大寺の重要物品を収納した印蔵に伝来したものと思われる。また、史料9・12・13は、正倉院の古裂整理中に発見されている¹⁸。これらの伝来状況は、紙箋が、正倉院・東大寺印蔵といった倉庫に保管されていた宝物、特に繊維製品に密着して伝世したことを推測せしめよう。

問題は史料10・11で、現状は続々修第四六帙七巻に収められている。しかし、続々修の最後尾、第四六・四七帙あたりは、文書と言い難いものや、鳥兜残欠下貼文書と同類のものが収められるなど¹⁹、写経所が残した文書ではないものが多く含まれている。史料10・11は、紙背が使用されていないことや、帳簿代わりに貼りついたにせよ残存点数が少ないこと

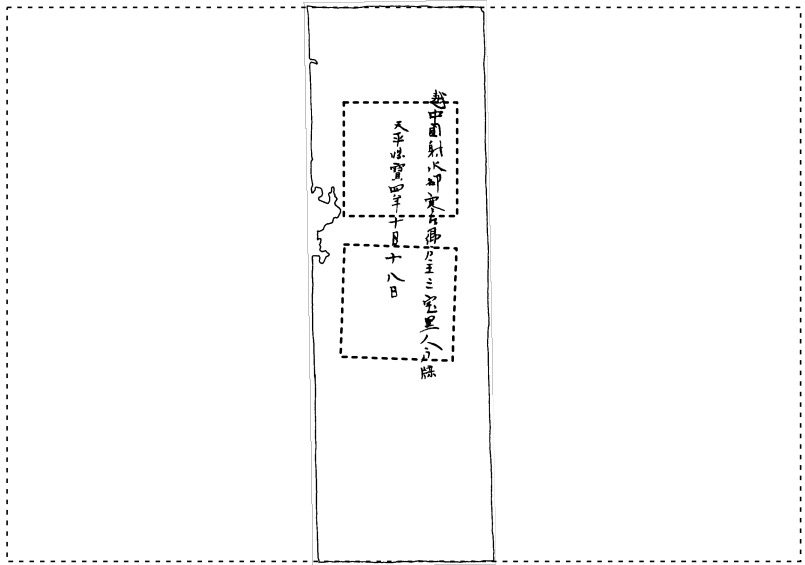


図4 書印包紙復原案（紙箋③）

から、写経所が二次利用した結果伝世したものとは考え難い。やはり史料10・11も、写経所が残した文書とは別に伝わってきたものが、続々修編纂の際に混入したと考えたい。

これらのことから、現存する紙箋は、正倉院文書とは別に、倉庫に収納された物品と関係して正倉院に伝世した可能性が高い。そして、その物品とは越中国から貢進された綿であり、紙箋はその形態から見て、倉庫内における管理用の付札であったことが推測されよう。

残された問題は、どの時点で書印包紙から紙箋に加工されたかという点である。第三章で述べるように、国段階で貢進単位ごとに包装された綿や糸は、書印包紙で包まれた形態のまま諸々の官司や寺院・官人に分配され、また市などを介して流通したと考えられる。そして一般的には、綿や糸が物品として消費される段階、あるいは分割して売買される時になって、初めて包みが解かれたと思われる。なお現存する紙箋から確認することはできないが、密封するという想定から、封入の際の継ぎ目に

も墨書等がなされた可能性も考えられる。

この推測が正しければ、紙箋として加工されたのは、綿が東大寺等で衣服や調度品の材料として使用された際のことであると想定されよう。さらに想像をたくましくするならば、全ての書印包紙が紙箋としても利用されたわけではなく、材料として供出された綿の一部が未使用のまま残ったケースに限って紙箋が作られ、綿とともに倉庫に収納されたのではなかろうか。

以上の点から、現存する紙箋は、貢進物を包んだ書印包紙の形態で東大寺ないし造東大寺司に入り、管理用付札として加工・使用された結果、正倉院や東大寺印蔵に伝わったものと考えられる。やがて、本体たる綿は消費されるなり、朽ちて塵芥になるなりして消滅し、そして紙箋だけが残ったのであろう。

三 書印貢進物の機能

(1) 事務・管理用資料としての機能―荷札木簡との共通性―

1 書印貢進物の調製

第一章において筆者は、荷札木簡と書印貢進物の相異点を縷々述べたが、両者の機能が完全に別個のものとするところもできない。書印貢進物には、荷札木簡と共通する機能も含まれていると考えられるからである。

書印貢進物が荷札木簡の果たした役割をも包摂していたと考えるのは、絹・緇・布・糸・綿に関する荷札木簡がほとんど見当たらないからである。今後も見つからないとは限らないが、平城宮跡等でこれまで大量の荷札木簡が出土しているにもかかわらず、一部の例外を除いて全く発見されないという事実は看過できない。しかも、物は最も多く都城に運び込まれたであろう一般的な繊維製品であり、稀少物品ゆえに荷札が見つからないという想定もできない。

一部の例外とは、平城宮跡から比較的多く出土する西海道諸国の調綿荷札のことであるが、これについてはその理由を明解に説明できる。西海道諸国の調綿は大宰府に集められ、その一部が京進された⁽²¹⁾。また、出土した木簡は全て、郡ごとに一〇〇屯単位でまとめられた記載内容を有しており、貢進単位ごとに作成・記載される一般的な荷札木簡とは、明らかに性格が異なる。これらの木簡については、国郡単位の記載を持つことから、国郡から大宰府へ輸送する際に作成されたものであり、調綿の貢進にあたって荷札と紙箋が併用されたという見解もある⁽²²⁾。しかし、このような荷札木簡は西海道以外に見当たらないことから、大宰府を介して京進されるという、西海道調綿の特殊性に起因すると考えるべきであろう。したがって、西海道諸国の特殊な調綿荷札は、大宰府に集められた調綿を京進する際に、大宰府で一括して作成・添付されたものであるという考え方を⁽²³⁾支持したい。国郡単位の記載は、綿の生産・貢進地を明示する意味を持ったとも考えられ、必ずしもその木簡の作成段階を示すものではないと解釈する。

以上の点から、中央への納入にあたって、繊維関係の貢進物には基本的に荷札はつけられなかったと考えられる。したがって、貢進主体や物品を記載することで貢進の事実を上申すると同時に、検収・保管・出納といった実務に資する機能は、書印貢進物ではその墨書部分が果たしたと考えざるを得ない。そこで本節では、書印貢進物の作成から京進に至る諸段階を追いかけながら、荷札木簡と共通するこれらの機能について考察を加えてみたい。

調庸物として収取される書印貢進物の輸納について、律令は丁別賦課の形式を取っている。調正物については合成規定があるが、これも製品を整えるためのもので、原則は丁別賦課と見て良いだろう。しかし、これはいわば建て前であって、調庸布等は一般人民が所有する織機で生産するのは難しく、実際には「地域豪族層ないし富豪層の私経営」で生産されたという指摘がある⁽²⁴⁾。「私経営」と捉え得るか否かは別として、特に加工製品については、一般人民による個別の生産ではなく、首長層ないし彼らを編成した郡における集中的な生産が行われた可能性は充分にあると思われる。例えば塩などでは、

製塩工房での大規模な生産が推定されている。⁽²⁵⁾

郡レベルの工房による布の集中生産については、長野県の屋代遺跡群出土の木簡によって、その一端が明らかになった。⁽²⁶⁾ この遺跡からは、「人名＋「布手」という記載が列記された七世紀末～八世紀初頭頃の木簡（史料14）」と、「人名＋数量＋「布」と列記された八世紀前半代の木簡（史料15）」が出土している。これらの木簡から、貢納を目的とした布生産専門の場が存在したと考えられている。そして、信濃国埴科郡家に関する木簡が主体をなすと見られることから、想定される布生産専門の場が郡家付属の施設であった可能性があろう。

史料14について報告書は、①「布手」は織布作業者とみられること、②列挙された人名は全て男性名なので、男性が織布作業に従事していたことを示す可能性があること、などを指摘している。⁽²⁷⁾ つまり、人名＋布手とみるわけである。しかし筆者は、例えば「金刺ア富止の布手」と読んで、列挙された人物と「布手」は別人であると考え。なぜなら、「布手」と人名がイコールである場合、「布手某」と記載する形式になると思われるからである。あるいは、この木簡のような歴名の場合、冒頭に「布手」と記して人名を列挙するのではなからうか。「○（手）＋人名」という記載形式は、史料7の「織蒲生郡東生郷田尻小東人」に見えるなど類例が多いのに対して、「人名＋○手」という用例は管見の限り見当たらない。木簡であるため和語に沿った記述である可能性も考えられるが、人名と「布手」がイコールであるとするには、やはり自然な記述であるといわざるを得ない。やはり、「某の布手」と読んで、人名と「布手」は別人とするべきであろう。⁽²⁸⁾

それでは、この木簡に列挙された人名は何を意味するのだろうか。筆者は、彼らは賦役令調皆随近条に規定された「戸主」などの貢進主体で、書印貢進物に人名が記載されるような人々であると考え。上述のように律令の建て前は丁別賦課であり、書印貢進物も戸主などの人名を記載する必要がある。したがって、郡家付属工房などでの集中生産が実態であったとしても、貢進者別の生産管理が不可欠になると思われる。そして史料14は、「人名＋「布手」＋合点」という記載

(史料14) 長野県屋代遺跡群出土木簡一〇号

金刺ア富止布手、
布手
刑ア真□布、酒人□布手、
酒人^(五) 金刺舎入真清布手、
金刺^(マ)

(史料15) 長野県屋代遺跡群出土木簡五九号

五九A木簡

□二布 金刺^(乙) □二布
□ 石田ア荒人二布 金刺ア古万呂一布
一 布 金刺ア富□一布 穴人□□布一
神人ア

五九B木簡

長谷
□ 布

大田布三
□ 金刺ア^(三) □布^(六) □ 石田ア
□ 金刺ア□□
酒人諸□布

穴人ア
□□龍布三^(テ小)
□布□ □□
□布三 □□

が列挙されていることから、貢進者別の「布手」の確保、あるいはその労働管理に関わる記録簡であると考えておきたい。

史料15は、「人名十数量十「布」」（「人名十「布」十数量」という記載を有している。その内容は、①数量の単位が「端」とすると、列挙されている人名毎に生産する布の端数を記録した木簡、②単位が「人」で、戸主毎の布手の人数もしくは戸内の丁数を記録した木簡という、二通りの可能性が考えられる。また、①の場合、a 人名〓戸主、b 人名〓布手、という二つのケースが想定される。以上のいずれであるのか容易には決しがたいが、筆者としては、史料14との比較、および数量単位が省略されていることから、① a の戸主別に生産する布の端数を列挙した木簡であると解釈しておきたい。

以上の点から、貢納される布（絹・緇）は、貢進主体別の管理が行われつつ、郡家付属工房などで集中的に生産されたと考えられる。したがって、郡段階の事務・管理において荷札などは必要とされず、むしろ史料14・15のような生産管理に関係する資料が作成・使用されたと考えられる。糸・綿の場合は戸別の生産が行われ、その際に荷札が作成ないし添付された可能性もあるが、現在のところ手がかりが無いので不明とせざるを得ない。

次に、国による貢進物の勘検と、墨書の書き入れ、国印押印について考察を進めたい。これらの点のうち、議論の中心になってきたのは墨書の書き入れ段階についてである。今泉氏は、当初、郡段階における書き入力を主張したが、東野氏の批判を承けて後に撤回している³⁰。したがって、現在のところ国段階の墨書というのが有力になっているわけだが、これにも二説ある。一つは東野氏の説で、繊維製品の練・染といった工程が『延喜式』主計上に「国以「襦夫」練染」とあることから、国府段階で墨書押印が行われたとする³¹。もう一つは、正税帳から復原される調庸布の検校過程から、巡行してきた専当国司と郡司の下で郡ごとに墨書が書き入れた後、国府段階に集積されて押印されたという今津氏の説³²である。

今津氏の指摘により、専当国司が各郡を巡行して貢進物の検校を行うこと、専当国司には国印を取り扱えない目・史生・医師などの実例が認められるので、国印は国府段階で押印されたことなどはほぼ確定できよう。やはり問題は墨書の書き

入れ段階で、検校段階か国府段階かということになる。これについて筆者は、国府段階で行われたとみたい。一つには、東野氏が指摘したように、練・染の工程が国段階で行われ、その後に墨書されることがある。これについては、『延喜式』の「国」が国府という段階なり地点なりを特定しているとは限らないという今津氏の批判や、国段階で書き入れられるのは、練・染が施される貢進物に限られた可能性もあるという今泉氏の指摘もある。しかし、『令集解』賦役令調皆随近条穴説は、記入する「年月日」について国印を押す日付としている。したがって、墨書書き入れと国印押印は一連の作業であり、両者とも国府段階で行われたと考えるのが自然であろう。

また書印包紙の場合、検校段階で墨書されたとすると、複雑な過程を踏むことになる点も座視し得ない。すなわち、検校段階で墨書された包紙は、いったん個々の物実と切り離された形で国府に運び込まれ、押印された後に再び物実と組み合わせるという手続きにならざるを得ないからである。これに対して、検校段階では物実の品質や数量のチェックだけが行われ、国府段階で一括して書印包紙を作成し、物実を梱包するという過程を想定する方が合理的に思われる。

以上のように書印貢進物は、専当国司の巡行により郡ごとに勘検を受けた後、国府段階で墨書書き入れ・国印押印が行われたと考えられる。このうち墨書の基礎データとなったのは、今津氏が指摘したように、計帳ないしそれに類する帳簿類であったと考えられる。したがって、墨書・押印という作業は、調庸帳の作成などほぼ並行して行われるものであり、それ自体は国段階の勘検のために行われるわけではない。この点が、同じく検収・管理・出納などの実務に利用されながらも、荷札木簡とは異なる書印貢進物の特徴と考えられる。荷札木簡のほとんどは、郡もしくはそれ以前に複数作成され、途中で抜き取られながら勘検や集計に用いられ、最後に残された札が最終消費先で廃棄されるという過程が想定される。これに対して、国段階で書印貢進物の墨書・国印が意味を持つとすれば、貢進を明示するという点に限定されるのであり、本質的には中央でこそ墨書・国印が機能したと見るべきであろう。

2 書印貢進物の検収・管理・出納

調庸物墨書銘や荷札木簡など貢進物史料は、従来より貢進物の勘検などに用いられたと考えられてきた。そして、貢進物史料がどの段階の勘検を主目的として作成されたかという議論こそあったが、中央における検収にも用いられたであろうという点で、諸説はほぼ一致してきた。

これに対して今津氏は、①中央の検収は種類と数量のチェックのみが行われ、個々の貢納者は確認されていない、②逆に調査随近条の書式は、種類・数量の項目が無い一方、貢納者までの記載を義務づけている、③最後まで残される付札は、途中で抜き取られないわけだから、この札には検収機能が認められない、といった問題を指摘した³³。そして荷札木簡を、最後まで残される「貢納付札」と、途中で抜き取りながら検収等に用いる「検収付札」に分類し、調庸物墨書銘と「貢納付札」を天皇に対して貢納を表示する「題記物」と結論する。

確かに、法制上復原される民部・大蔵省での検収は、種類と数量の総量確認にとどまる。また実際のところ、全国から大量の調庸物が集まる中で、物実と荷札木簡等を一つ一つチェックしたとは考えにくい。したがって、中央における貢進物検収に関する限り、書印貢進物や荷札木簡はあまり機能していないといわざるを得ない。しかし、法制上規定されたものだけが、律令国家諸官司の業務ではないことは言をまたない。そもそも律令には、荷札木簡の作成・添付に関する法的義務自体が明記されていないのである。史料こそ残されていないが、収納された物実の管理や出納などの作業で、物実に付された種類や数量、貢進年月といった個別データが利用されたであろうことは容易に想像がつく。また、責任の所在を明確にするためにも、貢進者の所属や個人名の明記が必要とされたことも想定される。貢進物を最終的に支給されて消費した、諸々の官司や官人の管理・出納作業でも、同様なことが繰り返されたであろう。そして、これらの実務において用いられる付札は、最終消費段階まで物実と密着していることに意味があるので、むしろ最後まで残される方が自然である

と思われる。したがって、書印貢進物の墨書や最後まで残される荷札木簡は、中央における諸々の事務や管理作業においても必要とされ、機能していたと考える。

また、本稿の視角からは、荷札木簡を「貢納付札」と「検収付札」に分類し、前者と書印貢進物が同じ機能を有していたという結論にも疑問を感じる。なぜならば、第一章でみたように、「貢納付札」と「検収付札」の差異よりも、荷札木簡全体と書印貢進物との間にある違いの方が大きいからである。したがって両者の機能についても、ひとまず別個に検討を加える必要があると思われる。そこで次節では、荷札木簡とは異なる書印貢進物独自の機能について試論を提示してみたい。

(2) 貨幣機能に関する試論

1 繊維製品の貨幣機能

前節で検討したように、書印貢進物の機能には、検収・管理・出納といった実務に用いられる側面があった。しかし、これが書印貢進物の機能の全てであったとは考えにくい。なぜなら、このような機能だけならば、荷札木簡で充分に用を果たすことができるからである。それどころか、複数作成し使用できること、物実との分離・装着が容易であること、木簡それ自体をカードとした作業が可能であることなど、むしろ木簡の方が有利あるいは合理的と思われる面も少なくない。これに対して書印貢進物の場合は、賦役令に特別に書式が規定され、それに従って実物ないし包紙に墨書して国印を押すという、他の「貢進物+荷札」とは異なる方法が採用されている。荷札木簡に見られない印という要素は、書印貢進物が荷札には無い機能を有していたことを、実物などに墨書・押印されるという点は、それが物品と切り離しては機能し得ない、したがって物実と密着したものであったことを想起させる。

また、調査随近条の適用範囲も、書印貢進物がその対象物の性格や機能と有機的に関連していたことを窺わせる。同条

が規定した対象物は調正物であるが、正倉院に伝来する実例から見ると、庸布や商布・交易布など他の貢進種目にも及んでいたことが分かる。逆に、綾製品である史料7の場合は押印されていないことから、綾・錦・羅といった高級織物には適用されていない。つまり、調皆附近条の適用範囲は、税目では柔軟な運用がなされる一方、品目は絹・緇・布・糸・綿に限定されていたのである。この点からも、書印貢進物を分析する場合、対象となった物品を視野に入れることが不可欠な要素になるといえよう。

書印貢進物の対象物となった絹・緇・布・糸・綿は、日本古代において、比較的広く生産されていた繊維製品である。これら一般的な繊維製品は、衣料や調度品の素材として用いられたほかに、貨幣としての機能を有していたと考えられる。そして、書印貢進物が独自の機能を有していたならば、このうちの貨幣機能に関係していたと考えざるを得ない。なぜなら、律令国家が単なる繊維素材―実物として貢納させたのであつたら、それは他の貢進物と何ら変わるところはなく、あえて実物に墨書・押印した意味が見出し難いからである。そこで本節では、書印貢進物の貨幣機能について検討を加えてみたい。

まず、繊維製品そのものに貨幣機能を認め得るか否かが問題になる。この点について通説といえるのは、栄原永遠男氏の見解である。³⁴ 栄原氏は布の貨幣機能について、(A) 錢貨の価値を公定する際に布で示したこと、『続日本紀』和銅五年十二月辛丑条)、(B) 衛士等や役民の「食」に使われる庸が布で納めることになっており、これは支給された布で食料を入手したか、布を換算上の基準としたかのいずれかであること、(C) 調布が銅購入の価直に当てられていること(『天平宝字四年造金堂所解』『大日本古文書』二五―三一・四一―四七二)、(D) 調布や商布が器仗の製作料に充てられており(『続日本紀』天平五年閏三月壬辰条、これは布で材料を購入したか、必要物資の価値を示したと考えられること、といった事例を挙げて、調・庸布を含めた布の貨幣機能を明らかにした。ただし栄原氏は、「布帛」や「稻米」全体が貨幣的機能を持つて

いたのではなく、布と穎稻が貨幣であつたという限定的な見方をする。したがって、この栄原氏の見解に従えば、布以外の繊維製品は貨幣ではないということになり、ひいては書印貢進物の貨幣機能も否定されることになる。

しかし、栄原氏の見解も含めて従来の研究史には、二つの点で問題があると考える。一つは、古代の貨幣を定義する際に、貨幣が有する多様な機能のうち、特定の機能が強調されすぎている点である。その結果、貨幣物内の種類・範囲を狭く捉える傾向が生じていると思われる。もう一つは、古代の貨幣システム総体に対する視野を欠く点である。栄原氏の研究も、錢貨導入の前史として取り上げられた色彩が強く、錢貨導入後の総体的な貨幣体系と、その中で各種の貨幣がどのように使い分けられ、機能していたのかという点については追究されていない。

まず貨幣の定義であるが、一般に日本古代史においては、交換手段としての流通の度合いや、多様な財貨やサービスの価値尺度を示す等価性が、貨幣認定の指標とされる場合が多い。しかし、貨幣には、①交換手段、②支払手段、③蓄蔵手段、④価値尺度(計算手段)といった機能がある。³⁵ したがって、支払手段等を含めた全ての機能を視野に入れて、貨幣の範囲を考えねばならない。そして、この場合、二通りの考え方ができよう。一つは、これらの貨幣機能を全て備えた物内のみを貨幣とする見方である。もう一つの考え方は、これらの機能のうち一種類でも備えており、それがその社会なり地域なりにおいて一般的に通用したならば、その物内を貨幣として認めるという立場である。

それでは、全機能を有し、なおかつあらゆる場面で通用した貨幣⇨万能貨幣が、日本古代に存在したであろうか。結論から述べると、そのような貨幣物内は日本古代に存在しなかったと考えられる。おそらくは誰もが貨幣と認めるであろう錢貨にしても、その機能や用途の限定性からは免れていない。例えば国際交易において、日本が発行した錢貨は通用せず、律令国家がそれを意図していた可能性もない。³⁶ 東アジアにおいて日本の支払手段となつたのは、「買新羅物解」に見える絹・緇・糸・綿であり、³⁷ 大宰府周辺で流通が確認される地金の銀であつた。³⁸ また、蓄銭叙位法の施行からは、錢貨の機能が律

令国家の意図した水準に達しておらず、富の蓄積手段としての機能を政策的に刺激しなければ、なかなか貨幣として用いられなかった状況が窺われる。さらに、皇朝十二銭をもつて錢貨発行が中断するという点は、律令国家の強力な意思と政策を背景としなければ、日本古代の錢貨が存立し得なかったことを端的に示している。すなわち、万能貨幣のみが貨幣であるとすれば、錢貨もまた貨幣ではないということになり、ひいては日本古代に貨幣は存在しなかったという極論に陥るほかない。

この点から、日本古代の貨幣については、より柔軟な見方をしていく必要があると考える。例えば、榮原氏が除外した布以外の繊維類でも、絹・緇・糸・綿は国際交易の支払手段になっているし、後述するように官人俸禄の主要な支払手段として機能している。俸禄を受け取った官人たちにしても、繊維製品だけで生活できるわけではないから、それを交換手段・支払手段として、多様な物資やサービスを入手していたことは疑いない。つまり、布と同様に絹・緇・糸・綿も貨幣機能を有していたと考えられよう。また、そもそも榮原氏は、穎稻以外の穀・米が貨幣ではなかったという論を展開しているものの、布以外の繊維製品に貨幣機能がなかったという論拠は示していない。その穀・米の貨幣機能についても三上喜孝氏の指摘があり³⁹⁾、やはり穎稻とほぼ同様な役割を担っていたと考えられるのである。

次に、絹・緇・布・糸・綿といった一般的な繊維類や、稲米類・金属類にも貨幣機能を認めた場合、貨幣体系総体はどう捉えられるだろうか。

榮原氏が指摘するように、錢貨には、携帯性や耐久性、等価性、分割・合成の自由性など貨幣として有利な点が多い⁴⁰⁾。しかし、これらの特徴は、錢貨が持つ相対的な有利性として存在するにすぎない。結局のところ、錢貨が他の貨幣と区別されるのは、貨幣専門の物存であるという点につきる。ところが、この専門性という特徴は、貨幣としての純粋性を示すものではあっても、他の貨幣の存在を否定するものにはならない。むしろ、専門貨幣といえども全機能を獲得していない

以上、他の貨幣物の存在が不可欠の要素になる。機能が限定された専門貨幣だけでは貨幣体系が成り立たないからである。すなわち、日本古代の貨幣体系は、錢貨のみでは成立し得ず、繊維類や稲米類、金属類などを含んだ形で構成されていたと考えられる。確かに錢貨は、比較的多くの機能を有し、比較的広い地域、比較的多くの局面で貨幣として使用されたであろう。それに次ぐのが布や穎稻である、というのも首肯できる。しかし、それらは相対的な割合の問題にすぎず、本質的に日本古代には多様な貨幣物が存在した。そして、後述するように、それらを自在に組み合わせた貨幣体系が形成されていたと見ることができよう。

2 繊維貢進物の貨幣機能

次に、繊維製品の中でも、調庸物などとして収取されるものに貨幣機能を認め得るか否かという問題がある。調・庸布に貨幣機能を認めた榮原説に対しては、(1)調・庸布の価値が国・地域ごとに異なっており、全国的な等価性が認められない、(2)造東大寺司は大半が直接的な需要品によって運用されており、律令国家財政が調・庸布を中心に運営されていない、(3)調・庸布もまた地域の特産物であり、流通経済が未発達な社会の状態に規定された律令国家財政は、このような実物貢納経済によって運用された、という狩野久氏の批判がある⁴¹⁾。しかし、この狩野氏の見解に対して今津氏は、①調・庸布は、全国的な市場の等価物として存在したわけではないが、国家の支払手段として創出されたこと、②直接需要品収取制度は日本特有のものではなく、唐にも存在したことなどを指摘している⁴²⁾。筆者も、(1)の問題は、調・庸布が有する支払手段ほかの機能まで否定するものではないと考える。また、日本古代社会の流通経済が未発達であり、律令国家財政が実物を中心に運用されていたことは間違いないであろう。しかしだからといって、調・庸布が全くの地域特産物であり、律令国家がその貨幣機能を認めないかったということにはならないと思われる。狩野氏は貨幣ならばそれを主として財政が運用されるはずとするが、流通経済によって多様な必要物資を調達できない以上、調・庸布が貨幣であるか否かに関わらず、

表1 天平宝字二年九月「布施可給経師等注文」に見える布施の支給内訳

	経師	布施 (文)	支 給 内 訳								
			美濃絶 (疋別 600 文)		白 絶 (疋別 750 文)		調 綿 (屯別 70 文)		庸 綿 (屯別 65 文)		銭
			数量	相当額	数量	相当額	数量	相当額	数量	相当額	
①	山口子虫	1592			1	750	4	280	5	325	237
②	廣田廣濱	1727			1	750			7	455	522
③	十市倭万呂	3436	1	600	2	1500			10	650	686
④	田上嶋成	1943			1	750			13	845	348
⑤	廣田毛人	4141	1	600	3	2250			10	650	641
⑥	引田枚成	2390			2	1500			7	455	435
⑦	秦晏子	2377			2	1500			7	455	422
⑧	秦太草	2537			2	1500			10	650	387
⑨	三嶋鹿養	1560			1	750			7	455	355
⑩	小治田人公	780							7	455	325
⑪	栗前咋万呂	2414			2	1500			7	455	459
⑫	安子石勝	2940			3	2250			5	325	365
⑬	虻王部乙山	1350			1	750			7	455	145
⑭	万昆嶋主	2390			2	1500			8	520	370

実物を中心に収取・分配せざるを得なかつたと考えられるからである。したがって、実物貢納が主であったという点からは、調・庸布が実物として収取されたのか、あるいは貨幣として扱われたのかを判断することはできない。

問題とすべき課題は、律令国家が調・庸布の貨幣機能を認識または意図していたか否か、そして調・庸布を貨幣として使用したか否かという点に存在する。先に掲げた榮原氏の論拠(B)・(C)・(D)の事例は、布を価値尺度や計算手段、支払手段として用いており、律令国家が調・庸布を貨幣としても認識していたことを表している。また財政上の問題では、収入面における調銭制の施行と、官人俸禄の一部を銭貨に切り替えた支出制度の改訂が、調庸制に関わる繊維貨幣と銭貨の互

換性を端的に示している。

加えて、絹・絶・布・糸・綿が、銭貨とともに律令国家の主要な支払手段として機能していたことも見逃すことはできない。位禄・季禄・節禄などの官人俸禄は、ほとんどがこれらの繊維貨幣によって占められているといつて良い。そして、その繊維貨幣の大半が、調庸制などを通じて全国から収取されたものであったことは異論がなからう。

特に、天平宝字二年九月の「布施可給経師等注文」(『大日本古文书』一四一―一八四―一八七)に見える布施支給状況(表1)は、その具体的な支払方法をよく示している。ここでは、写経量にほぼ比例する総支給額が、まず銭貨の単位で示される。したがって、計算手段として用いられている貨幣は明らかに銭貨である。しかし、いざ支払ということになると、銭と全く同等な扱いで絶と綿が登場する。ここに、支払手段として機能する時、銭貨と繊維貨幣との違いが物の相異にすぎず、両者が一つの貨幣体系を構成していたことが見て取れる。この点は、総支給額が同じ「二貫三九〇文」であった⑥引田枚成と⑭万昆嶋主の間で、支給内訳の組み合わせが異なっていることから明らかである。

また、この史料に「調綿」と「庸綿」が見えることから、調庸制によって収取された綿が支払手段として用いられていることも分かる。「美濃絶」も、その価格から見て賦役令調綿絶条に見える特産物―美濃広絶とは考え難いが、産地が判明することから書印貢進物であり、律令国家財政より支出されたものである可能性は高い。

以上の検討から、調庸制等によって収取される絹・絶・布・糸・綿は、律令国家の様々な場面で支払手段として行使されたと考えられる。本稿が課題とする書印貢進物とは、とりもなおさずこの律令国家に貢納される絹・絶・布・糸・綿であり、したがって貨幣機能が備わっていたとすることができよう。そして、実物貢納の面だけでは「貢進物+荷札」との間にある差異性を説明し難い以上、墨書・押印およびそれが特別に規定された意味と、貨幣機能の関連性を検討する余地は充分にあるものと思われる。

3 書印貢進物の貨幣機能

書印貢進物の墨書と国印が、繊維貢進物の貨幣機能に関係すると仮定した場合、注目されるのは繊維貨幣の「弱点」である。なぜなら、調庸制等を通じて収取した繊維貨幣に何ら問題が無かったのならば、やはり特別な規定・書式を必要とした意味を見出し難いからである。したがって、繊維貨幣には律令国家が行使する貨幣として何らかの欠点があり、それを補う意味で墨書・押印が義務づけられたことが想定されよう。

貨幣としての布の欠点について采原氏は、(a)分割・合成の不自由さ、(b)耐久面での問題、(c)価値の格差、(d)価値の変動、(e)多様性、などを挙げている⁴³⁾。これらは、多かれ少なかれ繊維製品全般に共通するから、絹・綿・糸・綿についても、同様な問題を内包していたとみて良いだろう。

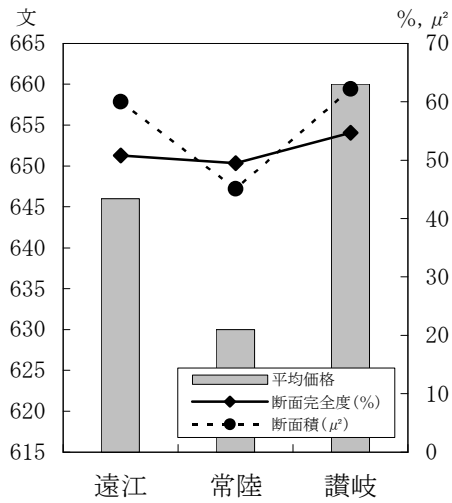
まず、(a)分割・合成面の問題であるが、これは繊維貨幣単体では解決できない。なぜなら、特殊な用途を除いて⁴⁴⁾、繊維素材は一定量まとまった形で初めて意味を持つてくるからであり、繊維貨幣は、その繊維素材としての価値を基礎として成立する貨幣だからである。したがって繊維貨幣は、大雑把な単位での分割・合成しかできないということになる。しかしこの問題は、繊維貨幣と銭貨によって構成される貨幣体系を形成することで、発展的に解消されたとみられる。銭貨は、小単位の分割・合成面で利便性を有する反面、一括大量の取り扱いとなると、一転して携帯・保管・計量などの面で不利になる。つまり、繊維貨幣と銭貨はちょうど反対の特徴を持っており、両者は互いに補いあつて一つの貨幣体系を形作っていたと考えられるのである。実際に表1からは、綿が高額貨幣の役割を果たし、綿が綿と銭貨の間を埋める単位として機能していることが見て取れよう。采原氏とは異なって、筆者が絹・綿・糸・綿などにも貨幣機能を認めようとするのは、このように数種類の繊維貨幣と銭貨が組み合わせられて、初めて総合的な貨幣体系が機能したと見るからである。

次に、(c)価値の格差という問題がある。日本古代において繊維製品の価値格差は、(e)多様性によって生じたと考えられ

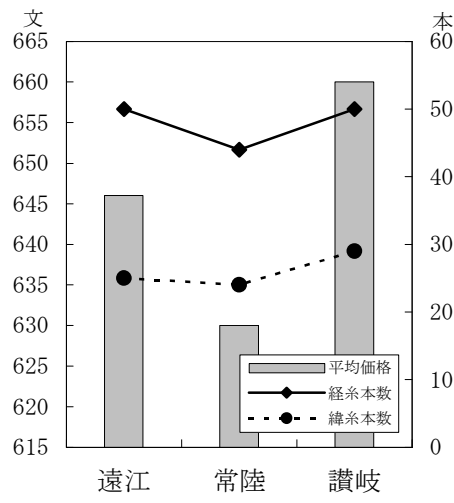
表2 繊維製品の価格

品種	国	製品	価格(文)	取引形態	年月日	史料	収載	
絹	備中	長絹	800	院中平章売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331	
		三河	白絶A	750	売	天平宝字2年9月8日	奉写経所布施奉請文案	大日古14-53~54
			白絶B	800	院中平章売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331
			白絶C	750	院中平章売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331
	白絶D		730	院中平章売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331	
	遠江	絶	646	院中平章売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331	
	常陸	絶	630	院中平章売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331	
		近江	絶A	650	買	天平宝字2年10月20日	東大寺写経所間銭下帳	大日古14-201~204
	絶B		650	買	天平宝字2年11月7日	大般若経并先後経料銭用帳	大日古14-235~238	
	美濃	絶A	600	布施	天平宝字2年9月	布施可給経師等注文	大日古14-184~187	
		絶B	600	布施	天平宝字2年9月	布施可給経師等注文	大日古14-184~187	
		絶C	655	院中平章売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331	
	下野	絶	620	院中平章売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331	
		越前	絶	635	院中平章売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331
	丹波		絶A	700	院中平章売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331
		絶B	680	院中平章売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331	
		絶C	1100	沽価	天平宝字6年3月21日	石山院祿物班給注文	大日古5-145~146	
		絶D	1050	沽価	天平宝字6年3月21日	石山院祿物班給注文	大日古5-145~146	
	但馬	絶A	670	院中平章売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331	
		絶B	669	院中平章売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331	
	因幡	絶A	615	院中平章売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331	
		絶B	614	院中平章売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331	
	備中	絶	630	院中平章売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331	
		安芸	絶	660	院中平章売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331
	讃岐	絶	660	院中平章売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331	
	糸	不明	国交糸	120	院中売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331
		伊賀	調糸	140	院中売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331
伊予		調糸A	150	院中売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331	
		調糸B	140	院中売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331	
綿	但馬	庸綿	65	院中売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331	
		庸綿	66	院中売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331	
	因幡	商綿	50	院中売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331	
		石見	調綿	70	売	天平宝字2年9月8日	奉写経所布施奉請文案	大日古14-53~54
	西海道	調綿	67	院中売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331	
布	相模	調費布	270	売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331	
		武蔵	布	350	沽価	天平宝字6年3月21日	石山院祿物班給注文	大日古5-145~146
	上総	細布A	360	買	天平宝字2年10月20日	東大寺写経所間銭下帳	大日古14-201~204	
		細布B	360	買	天平宝字2年11月7日	大般若経并先後経料銭用帳	大日古14-235~238	
		調望陞布	400	売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331	
	下総	布	350	市沽価	天平年中	河村福物進上状	大日古24-560	
		常陸	調布	310	売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331
	信濃		布A	330	市沽価	天平年中	河村福物進上状	大日古24-560
		布B	360	沽価	天平宝字6年3月21日	石山院祿物班給注文	大日古5-145~146	
	下野	布	320	市沽価	天平年中	河村福物進上状	大日古24-560	
	陸奥	調布	270	売	天平宝字5年?	造寺雑物請用帳	大日古25-307~331	

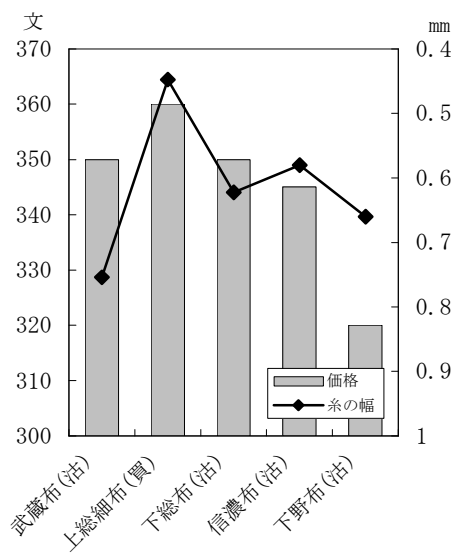
価格の基準単位：絹・絶=1疋，布=1端，糸=1鈞，綿=1屯



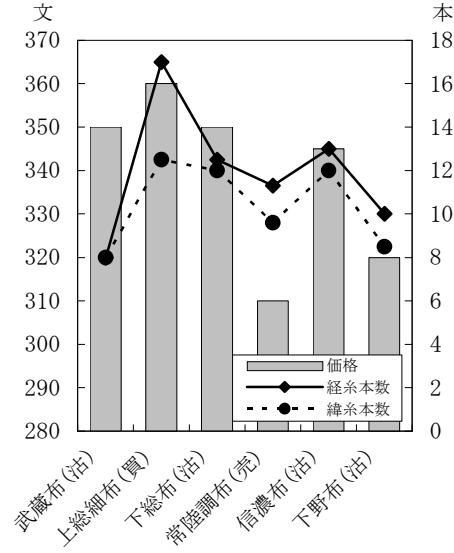
グラフ1 絶の価格と品質(蚕糸)



グラフ2 絶の価格と品質(粗密)
(糸の本数=1cm当たり)



グラフ3 布の価格と品質(麻糸)



グラフ4 布の価格と品質(粗密)
(糸の本数=1cm当たり)

る。一つには、絹・絶・布・糸・綿といった数種類の品目がある。また同じ品目でも、産地・税目・品種による区別がなされており、それに伴って細かな価値格差も発生している。

表2は、産地と価格が判明する織維製品について、単位当たりの価格を一覧にしたものである。ただし、表2のデータは、年次が異なるものが混在していることや、売・平章売・買・沽価・布施といった取引形態によりバイアスのかかり方の違いが想定されるなど、単純には比較できない。そのなかで注目されるのは天平宝字五年頃の「造寺雑物請用帳」のデータである。年次こそはつきりしないものの、一つの史料から多くの産地・品種別価格が判明する。「院中平章売」という取引形態や、六四六文(遠江絶)・六六九文(但馬絶)・六一四文(因幡絶)・六六文(因幡庸綿)・六七文(西海道調綿)といった半端な価格が見えることから、市場要素を価格形成の動因とする実勢価値に近いことが推測される。そこで、まずこの史料に見える価格差について見てみたい。

「造寺雑物請用帳」に見える絶の場合、最も高価なのは三河白絶の八〇〇文、最安値は因幡絶の六一四文となる。前者は後者の一・三倍もの値がついているが、これは白絶という品種が主たる要因であると思われる。通常の絶で見た場合、最高値は丹波絶の七〇〇文ということになり、価格差は一・一五倍まで圧縮する。次に糸であるが、調糸は産地に関わりなく一四〇〜一五〇文とほぼ一定しており、むしろ国交糸一二〇文という税目による価格差が目を引く。これは綿にも当てはまり、調庸綿には六五〜六七文とほとんど価格差がない一方、商綿のみが五〇文と飛び抜けて安い。布の場合は最も価格差が大きく、上総望絶布の四〇〇文と、相模質布・陸奥布の二七〇文の間には、一・五倍近い開きがある。ここでは、賦役令調絹絶条に見える望絶布の評価がずば抜けて高いことが確認できる。ただし、この望絶布を除外すると、やはり価格差は一・一五倍以内におさまる。

それでは、これら単位当たりの価格差は何によって生じるのであろうか。これは、品種の場合に典型的に認められるよ

うに、品質の差であると考えられる。グラフ1〜4は、産地別の価格と品質の対応関係を見るために作成したものである。品質については、布目順郎氏が正倉院に伝来する繊維類について調査したデータを利用した⁽⁴⁵⁾。価格は、絶の場合は厳密に比較するために「造寺雑物請用帳」のデータのみを、布は同一史料で比較できるケースが無いので、やや問題は残るが複数の史料を用いた。なおグラフの例数が少ないのは、史料に価格が見える産地と、品質調査データがある産地がなかなか重ならないからである。

グラフ1は、蚕糸と価格の関係を表したものである。断面完全度は、数値が大きいほど糸の断面が真円に近い状態を示している。蚕糸は、断面が真円に近いほど、あるいは断面積が大きいほど糸の品質が良いとされる。そしてグラフ1からは、その品質と価格が対応している状況が見取れよう。またグラフ2は、絶の織成密度と価格を比較したものである。当然のことながら密度が高いほど品質が高く、この面でも価格との対応関係が認められる。

グラフ3・4では、同様に布についてグラフ化した。麻糸の場合は細い方が良い品質となるので、グラフ3では上に行くほど細くなるよう、糸幅の数値軸を逆転している。武蔵布の非対応が気になるが、あとはほぼ品質と価格の対応関係が認められよう。武蔵布の場合は、あるいは太い糸を用いて、経緯とも同じ密度で織り上げるあたりに、別の尺度の価値が生じているのであろうか。布の品質で注目されるのは上総細布の例で、糸の細さ、そして織成密度、いずれをとっても飛び抜けている。望陞布を含め、上総国における製布技術の水準が高かったことを示している。

また、税目によっても品質の差が生じていることが判明している⁽⁴⁶⁾。布目氏によると、布の品質は良好なものから、①上総国の調細布・調質布、②調布・調庸布・庸布、③交易布・商布、の三つのグループに分けられるという。そしてこれは、「造寺雑物請用帳」から見て取れる価格グループ、(1)白絶・上総望陞布・上総細布、(2)一般的な調庸物、(3)国交糸・商綿にほぼ対応する。

このように同じ品目でも、産地・税目・品種の違いから発生する品質に基づいて、単位当たりの価値に格差が生じていることが認められる。これに加えて税目等による分量の相異が、価値格差の多段階性に拍車をかけたと思われる。例えば一口に調・庸布といっても、令制では調布 \parallel 五丈二尺(二丁合成)・京畿内調布 \parallel 一丈三尺・庸布 \parallel 二丈六尺、養老元年制では調庸布 \parallel 四丈二尺(調庸合成)・庸布 \parallel 二丈八尺(二丁合成)と長さに違いが存在し、当然のことながら価値格差が生じたと考えられる。

それでは、以上のような市場交換時における細かな価格格差が、律令国家の貨幣として行使される際にも反映されたであろうか。おそらくは、そうではなかっただろうと考えられる。なぜなら、律令国家の支払等に用いる繊維貨幣の価値は、公定された可能性が高いからである。例えば官人俸禄等の支給にあたって、市場における細かな価値の格差や変動が考慮されたとは到底考えられない。また今津氏は、端布や常布が市場の中から自生したのではなく、国家が作り出し、国家が流通を保証した貨幣であることを指摘している⁽⁴⁷⁾。これらのことから、繊維貨幣の公定価値の段階は、市場に見られるほど細分化していなかったと考えられる。この点は、表1に見られる繊維貨幣の価値格差が、絶の場合で五〇文ずつ、綿の場合は五文ごとという数値になっていることから傍証されよう。そして、官司や官人等への支給はもちろん、少なくとも官司・官人が使用する段階までは、この公定価値で使用されたと思われる。それが、律令国家が関与しない市場取引などの場面に到達すると、品質や需給関係その他の要素によって、より細かな価値の格差が生じ始めるのであろう。

また、その市場要素による価格形成も、あまり過大に評価すべきではない。なぜならば、日本古代社会においては、市場を媒介とする流通経済が未発達であったと考えられるからである。したがって、その限定された市場システムによる価格形成が経済全体に与える影響も、極めて小さかったと見なければならぬ。

ただし、それでも価値の多段階性は払拭しきれないことも明らかである。まず大分類として、絹・絶・布・糸・綿とい

った品目別の価値格差がある。次に、産地・税目と密接に関連する品質によって、(1)白綿・上総望陞布・上総細布などの高品位品、(2)一般的な調庸物、(3)国交糸・商綿といった低品位品、に分けられる中分類が想定される。さらに、その中でも、表1の調綿と庸綿の格差に見られるように、小分類が存在したとみることができ。

以上のような公定価値の設定とその多段階性から、繊維貨幣を律令国家が収取・使用するにあたって、三つの課題が浮上したであろうことが予想される。

第一に、その繊維貨幣が、律令国家から公定価値を付与されたものであることを明示する必要がある。なぜならば、それによって、初めて他の繊維貨幣と区別し得るからである。律令国家が「発行」した貨幣として識別できなければ、公定価値自体の意味がなくなり、ひいては官司や官人の交換手段や支払手段として安定性を欠くことになる。そして、全体として墨書や押印には、この公定価値を付与された繊維貨幣であることを表示する機能が、まず存在したと考えられる。

第二に、同じ価値グループに属する繊維貨幣の品質を、できる限り均質化する必要がある。なぜなら、グループごとに一定の品質範囲を確保できなければ、公定価値の設定自体が難しくなるからである。そして、一定の品質を確保・維持するためには、貢進者や、貢進物の勘検を行う国・郡の責任を明確にしなければならぬ。賦役令調皆随近条に見える「国郡里戸主姓名」という記入義務は、この責任を負わせるために設定された項目であると考えられよう。また、調皆随近条にこそ見えないが、「今行事」として行われるようになったという専当国司・郡司の明記は、官人単位までその責任を明確化する方策であったと想定される。

第三の課題は、払拭しきれないその多段階性を、貨幣体系の中で区別・明示しなければならないことである。多段階性それ自体の問題は、表1に見られるように、単位当たりの価値格差を利用した貨幣体系を構築することによって吸収されたと見られる。確かに複雑にはなるが、自在な組み合わせができるなど、貨幣として必ずしも不利なことばかりではない。

問題は、その繊維貨幣が、どの価値グループに属するかを区別できるようにしなければならない点である。このうち品目や品種は、そのもの自体による識別が容易であるから、あまり問題にはならない。したがって、品種・品質と密接に関わる産地の識別が課題になる。この点でも、「国郡里戸主姓名」の墨書は意味を持つてくると推測される。また、やはり調皆随近条に見えないが、実例に多く認められる税目・品種・寸法などの記入は、これらの多様化によって、当初よりも多くの価値段階が生じた結果、利便性を求めて追加されるようになった項目と解釈できよう。

最後に、(d)価値の変動であるが、これには二つの要因が考えられる。一つは、(b)耐久面の問題から引き起こされるもので、要するに、時間の経過とともに品質の劣化が進むことに伴って貨幣価値も下落する。もう一つは市場交換の場で起こる価値変動、すなわち需給バランスによって生じるものである。

このうち市場要素を原因とする価値変動は、小規模とはいえ市場交換が行われる限り避けられない。ただし、日本古代史においてこれを問題にする場合には、二つの点で注意を要する。第一に、流通経済が未発達な日本古代社会において、市場交換の影響を過大に評価してはならないことである。実際に、官人俸禄が固定されているなど、律令国家は市場の動向とは無関係に支払手段を行使した。また第二の問題は、布等の価値変動として見える現象は、銭貨との間で起きている相対的な変化であるという点である。榮原氏は、天平一七(七四五)〜天平勝宝元(七四九)年に一端Ⅱ三四〇文・二八五文であった調布が、天平宝字四(七六〇)年に三二〇文・二七〇文・二四〇文とやや下がり、逆に、天平宝字六(七六二)年には四五〇文に達したという例を挙げている⁴⁸⁾。しかし、同時に榮原氏は、天平宝字四年三月に発行された万年通宝の供給量が増えたことに、飢饉や疫病の流行、藤原仲麻呂の乱があいまって、物価が急上昇したことも指摘している⁴⁹⁾。したがって、少なくとも天平宝字四年以降における布の価格高騰は、主因が銭貨の側にあったと見るべきで、布自体の価値変動とはいえない。諸物価とともに布の価格が上昇したのならば、この時貨幣として安定していたのは布の方なのである。

この点から、律令国家の強引な諸政策―高めの公定価値や流通促進政策、新貨発行などによって変動が著しかった錢貨に比べて、むしろ繊維貨幣の変動の方が少なかったとみるべきであろう。

このことから、律令国家において繊維貨幣の価値変動が問題となるのは、品質劣化に伴う価値の下落にあったと見ることができる。これに対しては、二つの対策が必要になったと思われる。第一に、保有する繊維貨幣の出納管理である。端的に言えば、劣化する前に支払手段として行使したり、古い順に使用したりする、そのための管理である。また第二に、時間の経過による品質劣化と価値下落は避けられないにしても、それを織り込んだ価値基準を設定する必要があると考えられる。この二つの対策を実行するためには、その繊維貨幣がいつ生産されたかということを常に把握、確認する必要が生じる。しかし、品種や分量と違って生産時期は、実物を手に取っていくら観察・計量しても、確かなことは分からないという問題がある。したがって、生産時期を示す何らかの記録が必要になろう。調皆随近条は、書印貢進物に最低限記入すべき項目の一つとして「年月日」を挙げている。この年月日は、穴説に「国勘記「国印」之日」とあるので必ずしも生産年月日ではないが、生産時期の一応の目安にはなるし、何よりも国による勘検がその保証になるという点から重視されたものと考えることができよう。

迂遠な論述となったが、以上の点から、調皆随近条に規定された墨書項目は、律令国家が、收取した繊維製品を貨幣として用いる際に最低限必要なものであったと考えられる。残された問題は、なぜ実物に墨書するのか、あるいはなぜ国印を押印するのかという点である。これについては、貨幣に常につきまとう偽造の問題から明解に解釈できる。

書印貢進物の偽造には、①記載物品のすり替え、②墨書内容の改竄、③繊維貢進物の偽造、という方法があり得る。①のケースを考えると、荷札木簡の採用は、全くもって論外だということがよく分かる。なぜなら、荷札木簡は作成も、そして実物との分離・装着も極めて容易だからである。また、木簡の場合、墨書を削って内容を改竄することも可能にな

る。このすり替え・改竄を防ぐためには、実物と墨書が全く分離できず、かつ墨書自体を書き換えることができない方法を採用する必要がある。これらの点から、実務処理の面で合理的な荷札方式ではなく、あえて、物品自体を損なう可能性もある実物墨書方式を採用したと考えられる。

また、②改竄や③偽造を防ぐために必要になるのが国印である。繊維製品自体や、墨・筆・硯ならば比較的入手しやす。したがって、墨書貢進物ならば偽造は容易である。しかし、国印となるとそうはいかない。しかも、国印を押すことで、墨書部分を裁断する方法での改竄もできなくなる。書印貢進物の国印は、墨書内容に間違いがないことや、偽造・改竄されたものではないことを保証・明示する機能を持っていたと考えられよう。

よく考えられているのは、絹・緞・布の場合は「両頭」に、糸・綿は「囊」に墨書押印することを義務づけている点である。これによって、絹・緞・布は、裁断して悪用することもできなくなる。また、この点から、糸・綿の「囊」は単に包めが良いというのではなく、何らかの形で密封されたことが想定される。自身が抜き取られることを防ぐ必要があると思われるからである。したがって、貨幣として使用されている間は密封された状態で流通し、開封されると、律令国家が発行した繊維貨幣としては通用しなくなる、という使用形態が推定される。第二章において、綿を繊維素材として消費する段階になって、初めて書印包紙が解かれたと推定したのは、このためである。

以上の検討により、墨書・国印・実物が一体になった書印貢進物の本質的な機能は、律令国家が支払手段等として行使する貨幣機能にあったことが確認できたと思われる。そして、このように考えることで、史料5〜7のような国印が押されていない墨書貢進物との違いも明瞭になる。指摘するまでもないことだが、史料5・6に見える芥子に、貨幣機能は全く想定し得ない。また、史料7の物実は、同じ繊維製品でも綾であることが注意される。綾・錦・羅などは、特殊な織機と織成技術が必要とする高級絹織物で、高級衣料や調度品に用いられた。したがって、生産はもちろん、流通ルートや消

費先も極めて限られていたし、出回る量も少ない。そして、貢進された製品の支給先はほぼ決められており、用途も消費財であったと思われる。すなわち、同じ絹織物でも綾等は貨幣機能が無い、あるいは律令国家がそれを意図していなかったと考えられる。だからこそ史料7には、墨書されても、押印されなかったのである。

おわりに

本稿の課題は、従来「調庸物墨書銘」等と呼ばれ、かつ書式や記載内容を中心に検討されてきた資料群を、墨書・押印された貢進物Ⅱ「墨書押印貢進物」として捉え直し、その機能について再検討を加えようというものであった。

第一章では、書印貢進物と荷札木簡との間には、①書印貢進物の場合、墨書・押印が賦役令調庸物に規定され、義務づけられていたのに対して、荷札木簡には独自の法的根拠が存在しない、②国印を押印する対象物品は厳密に区別されているとみられることから、荷札木簡には国印が必要とされなかった、③荷札木簡の作成段階には、国郡その他といった多様性が認められるのに対して、書印貢進物の墨書・押印は一律に国段階の作業として行われた、という三つの点で相異があり、無前提に両者の機能を同一のものとすることはできないと指摘した。

また第二章では、調庸物墨書銘には見えないもの、現存しないとされてきた書印包紙の復原を試みた。その結果、正倉院伝来の紙箋は、①縦の寸法がいずれもほぼ一尺であること、②国印が切り飛ばされている例があること、③字軸や紙の向きが傾く例があることなどから、書印包紙を二次加工したものであることを論じた。そして紙箋は、④国印の機能が必要とされなくなつてから二次加工を受けたこと、⑤伝来過程や形態から正倉院など倉庫の物品管理用の付札として使用されたと見られることなどから、書印包紙の形態で東大寺等に入り、後に必要に応じて加工・使用されたと考えた。

第三章では、以上の基礎的考察を踏まえて、書印貢進物の機能について考察した。まず第一節では、繊維製品に関する一般的な荷札が出土しないことから、書印貢進物は、検収・管理・出納などの実務に用いられる荷札木簡の機能をも包摂していたと考え、その作成過程や機能を検討した。書印貢進物の本体は郡レベルの専門工房で集中生産されており、その実務を専当国司が巡行によって検校した後、国段階において練・染が施され、墨書・押印するという調製過程が想定される。この点から書印貢進物の墨書・国印は基本的に中央において機能したのであり、法制上明確な規定は見出しがたいものの、荷札木簡と同様に検収・管理・出納などの実務に用いられた側面があると推定した。

また第二節では、実物に墨書することや国印を必要とすることなどが、先の実務用資料としての機能だけでは説明しきれないことから、書印貢進物の独自かつ本質的な機能が他にあり、書印貢進物の貨幣機能について検討を試みた。まず、前提として書印貢進物の本体である絹・緇・布・糸・綿について検討を行い、これらの繊維製品が貨幣としての機能を有すること、調庸制などを通じて収取された繊維製品は律令国家の支払手段等として機能していること、繊維貨幣は銭貨などと共に日本古代の貨幣体系を形作っていることなどを論じた。そしてその上で、書印貢進物の墨書・国印と貨幣機能の関連性について、特に繊維貨幣の問題とされる点から検討を加えた。

その結果、律令国家が行使する繊維貨幣には、①公定価値を付与された関係上、他の繊維貨幣と区別できるようにしなければならなかったこと、②繊維貨幣には品質等の違いに基づく価値の多段階性が存在したので、等価グループ毎の品質を一定の範囲に維持する必要があること、③同じく価値の多段階性により、その繊維貨幣が属する価値段階を明示しなければならなかったこと、④時間の経過に伴って品質が劣化する繊維貨幣の生産時期を把握・明示する必要があったこと、といった課題が存在したことを指摘した。そして、書印貢進物の墨書・国印は、全体としてまず、他とは異なる公定価値を付与された繊維貨幣であることを表示するためのものであったと考えた。また、「国郡里戸主姓名」という記入項目は、勘検官司を含む責任所在の明記と、見た目では分からない産地を表示する機能を併せ持つており、「年月日」の記入は、織

維貨幣の生産時期を把握・明示する必要性から規定されたと想定される。さらに、実物に墨書されねばならなかったことと、国印を必要としたことは、偽造防止の観点から解釈できることを示した。

以上、推論に推論を重ねた感もあるが、書印貢進物の本質的な機能が荷札木簡とは異なること、そして、それは貨幣機能にあったことが明らかになったと思われる。ただし、残された問題も多い。第一に、日本古代の総体的な貨幣体系に関する問題がある。前近代の非市場社会においては、それぞれが異なる起源と用法を有する「限定目的貨幣 (limited purpose money)」が存在し、その複数の「限定目的貨幣」によつて構成される貨幣体系こそが普遍的であったことについては、既にカール・ポランニーの指摘がある⁵⁰。律令国家成立後の日本古代社会も、広い意味では非市場社会の範疇に入るだろうから、本稿で指摘したような貨幣体系の在り方は、人類史的に見て決して特異なものとはいえない。ただし、やはり日本古代の貨幣体系総体の具体像を検討した上で、書印貢進物を位置づける作業が必要になるであろう。

また、第二に、書印貢進物や貨幣体系について、唐制との比較も必要と考えられる。唐賦役令の「書印」規定については議論が分かれるところだが、書印貢進物の实例は確認され、日本でも紹介されている⁵²。唐の税制は貨幣として軽貨を取取するという色彩がより明瞭なので、貨幣機能との関連性が日本以上に想像されるが、やはりきちんと検討した上で比較しなければならぬであろう。

このように問題は山積しているが、いずれも今後の検討課題として、本稿はひとまず擱筆することとしたい。

註

(1) 東野治之「調墨書銘二題」『続日本紀研究』一八七、一九七六年。のち『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、一九七七年

(2) 同時期に弥永貞三氏も、荷札木簡の比較対象物として調綿紙箋を取り上げて、両者の形態・内容・機能の類似性を指摘し

ている(弥永貞三「古代史料論(木簡)」(第三回岩波講座)『日本歴史』別巻二)一九七六年。

(3) 今泉隆雄「貢進物付札の諸問題」(奈良国立文化財研究所編『研究論集』IV、一九七八年。のち『古代木簡の研究』吉川弘文館、一九九八年に再録)。

(4) 東野治之「古代税制と荷札木簡」『ヒストリア』八六、一九八〇年。のち『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年に再録)。

(5) 今津勝紀「調庸墨書銘と荷札木簡」『日本史研究』三三三、一九八九年)。

(6) 寺崎保広「木簡論の展望―文書木簡と荷札木簡」(坪井清足・平野邦雄監修、木下正史・石上英一編『新版古代の日本 一〇 古代資料研究の方法』角川書店、一九九三年)。

(7) 明石一紀「調庸の人身別輸納と合成輸納―木簡と和銅六年格」(竹内理三編『伊場木簡の研究』東京堂出版、一九八一年)。

(8) 館野和己「律令制の成立と木簡―七世紀の木簡をめぐって」『木簡研究』二〇、一九九八年)。

(9) 前掲註(7)

(10) 本文に掲げた三例の他に、全文が残存しているにもかかわらず国印が認められない例が、少なくとも七例ある。実はこれらの税目・品目は、調(庸)の絶・布と交易布であり、なぜ押

印されなかったのか不明である。しかし、本来これらの品目が調皆随近条の対象となっていたことは間違いない。『正倉院寶物銘文集成』は墨書銘の部分拡大写真が多いので判然としなが、あるいは残存状況に關係して国印が確認できないものもあるかもしれない(亀谷弘明「調庸絶布墨書銘と徴税機能―国印の押印箇所を手がかりに」『国立歴史民俗博物館研究報告』七九、一九九九年)。したがって、留保付きではあるが、これらの例は特殊例であるとみなしておきたい。

(11) 前掲註(3)

(12) 山中章「考古資料としての木簡」『木簡研究』一四、一九九二年。のち「行政運営と木簡」と改題し、『日本古代都城の研究』柏書房、一九九七年に再録)。

(13) 前掲註(3)の補記(『古代木簡の研究』)。

(14) 前掲註(1)

(15) 前掲註(3)

(16) 前掲註(1)

(17) 杉本一樹「いわゆる日向国計帳について」『正倉院紀要』二〇、一九九八年)。

(18) 史料9は、和田軍一「正倉院の調庸資料」『大和文華』四、一九五一年。史料13は、前掲註(17)。また、史料12については正倉院事務所に「教示いただいた。

- (19) 東野治之「鳥毛立女屏風下貼文書の研究」(『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、一九七七年)。
- (20) 杉本一樹「正倉院文書」(岩波講座『日本通史』第四巻、一九九四年)。
- (21) 平野邦雄「大宰府の徴税機構」(竹内理三博士還暦記念会編『律令国家と貴族社会』)。
- (22) 前掲註(1)
- (23) 前掲註(3)
- (24) 角山幸洋「古代紡織具の構造と調庸・布」(『愛泉女子短期大学紀要』二、一九六七年)。
- 狩野久「律令制収奪と人民」(『日本史研究』九七、一九六八年)。
- のち『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、一九九〇年に再録。
- (25) 小浜市教育委員会『岡津製塩遺跡』一九八〇年。
- (26) (財)長野県埋蔵文化財センター『長野県屋代遺跡群出土木簡』一九九六年。
- (27) 前掲註(26)
- (28) 例えば、『入唐求法巡礼行記』には、遣唐使の一員として「射手某」といった記載が複数認められる。
- (29) 人名||布手ではないとすると、この木簡からは「布手」が男性であるか、女性であるかを導き出すこともできない。むしろ、従来の研究史(義江明子「古代の村の生活と女性」女性史年に再録)。
- (39) 三上喜孝「庸制の特質を通じてみた古代現物貨幣論―古代流通経済における東と西―」(『史学雑誌』一〇六一―一、一九九七年)。
- (40) 前掲註(34)
- (41) 狩野久「律令財政の機構」(第三回岩波講座『日本歴史』三、一九七六年)。
- のち『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、一九九〇年に再録。
- (42) 今津勝紀「律令税制と流通」(田中琢・金関恕編『古代史の論点』3 都市と工業と流通』小学館、一九九八年)。
- (43) 前掲註(34)
- (44) 帛二料用として、緋綾絶三尺四寸・紫綾絶五尺七寸・黄絶三尺四寸を購入した例(写経司解『大日本古文書』二一九八)や、帛二枚用として、黒紫大綾三尺四寸・緋小綾五尺七寸を買った例(『帛値注文』『大日本古文書』二〇―三三三三―三三三三)がある。しかし、これらは経帛を製作するために、高級繊維素材を必要な分量だけ購入したケースであり、一般的な繊維製品の取引形態を示すものとはならない。

- 総合研究会編『日本女性生活史 一 原始・古代』東京大学出版会、一九九〇年)などを踏まえるならば、女性が織布作業に従事していた可能性は依然として高いと思われる。
- (30) 前掲註(3)の補記(『古代木簡の研究』)。
- (31) 前掲註(4)
- (32) 前掲註(5)
- (33) 前掲註(5)
- (34) 栄原永遠男「和同開珎の誕生」(『歴史学研究』四一六、一九七五年)。
- のち『日本古代貨幣流通史の研究』塙書房、一九九三年に再録。
- (35) カール・ポランニー著、玉野井芳郎・栗本慎一郎訳『人間の経済』I、岩波書店(特装版岩波現代選書)、一九九八年。
- (36) 栄原永遠男「貨幣の多義性―日本古代貨幣の場合―」(荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアの中の日本史』III、東京大学出版会、一九九二年)。
- のち『日本古代貨幣の国際的位置』と改題し、『日本古代貨幣流通史の研究』塙書房、一九九三年に再録。
- (37) 東野治之「鳥毛立女屏風下貼文書の研究」(『史林』五七―六、一九七四年)。
- のち『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、一九七七年に再録。
- (38) 田中史生「筑前国における銀の流通と国際交易」(『古代交
- (45) 布目順郎「正倉院の織維類について」(『書陵部紀要』二一六、一九七四年)。
- (46) 前掲註(45)
- (47) 前掲註(42)
- (48) 前掲註(34)
- (49) 栄原永遠男「和同開珎の流通」(町田章・鬼頭清明編『新版 古代の日本』六、角川書店、一九九一年)。
- のち『日本古代貨幣流通史の研究』塙書房、一九九三年に再録。
- (50) 前掲註(35)
- (51) 仁井田陞著・池田温編『唐令拾遺補』東京大学出版会、一九九七年)。
- (52) 前掲註(4)